

千歳市総合計画審議会条例施行規則

(昭和 55 年 3 月 3 日規則第 4 号)

改正 平成元年 6 月 10 日規則第 23 号
平成 7 年 6 月 1 日規則第 18 号
平成 11 年 6 月 16 日規則第 30 号
平成 14 年 12 月 30 日規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千歳市総合計画審議会条例（昭和 55 年千歳市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第 2 条 千歳市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 3 条 条例第 6 条の規定により審議会に総合調整部会、教育文化部会、地域経済部会、生活福祉部会、都市整備部会及び生活環境部会を置く。

2 部会は、それぞれ次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 総合調整部会

- ア 総合計画の総合調整に関すること。
- イ 総合計画の総論に関すること。
- ウ 先導的プロジェクトに関すること。
- エ 共通の課題の調整に関すること。
- オ 情報及び通信に関すること。
- カ 国際化に関すること。
- キ 民間活力の導入に関すること。
- ク 行財政に関すること。
- ケ 他の部会に属さない事項に関すること。

(2) 教育文化部会

- ア 教育、文化及び芸術に関すること。

(3) 地域経済部会

- ア 農業、林業及び水産業に関すること。
- イ 商業、工業、建設業等に関すること。
- ウ 流通に関すること。
- エ 観光に関すること。
- オ 労働に関すること。

(4) 生活福祉部会

- ア 保健衛生及び医療に関すること。
- イ 社会福祉に関すること。
- ウ 市民生活に関すること。
- エ 地域活動に関すること。
- オ 男女共同参画社会に関すること。

(5) 都市整備部会

- ア 都市基盤の整備に関すること。

- イ 都市環境の整備に関する事。
- ウ 地域開発に関する事。
- エ 土地利用の総括に関する事。
- オ 水資源対策に関する事。

(6) 生活環境部会

- ア 生活環境の整備に関する事。
- イ 自然環境の保全及び活用に関する事。
- ウ 市民生活の安全に関する事。
- エ 環境衛生に関する事。
- オ エネルギーに関する事。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
(議事等)

第5条 第2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 会長及び副会長は、随時部会に出席し、意見を述べることができる。

(審議会への報告)

第6条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月10日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年6月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月16日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月30日規則第66号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。